

対策名	現金給付				融資			納税猶予		
	特別定額給付金 (10万円)	持続化給付金 (200万円)	持続化給付金 (100万円)	家賃支援給付金	国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付 (3000万円)	県制度融資 (8000万円)	政策金融公庫	申告・納付期限の個別指定による延長	納税の特例猶予制度	固定資産税
内容	所得減少に伴い現金10万円を給付。給付金は所得税の非課税。	中小企業に、最大200万円。	個人事業主に、最大100万円。	支払家賃の2/3（支給上限額は50万円）の6倍（最大300万円）が支給されます。※複数店舗を所有する事業者は追加で優遇を受けられます。	10年以内返済、融資限度額3,000万円 利子を翌年度に補助金として支給 (実質3年間無利子) 保証協会の保証必須	10年以内返済、融資限度額8,000万円 融資利率は年1.3～1.4% 保証料率は年0.28～1.2%	20年以内返済(設備) 15年以内返済(運転) 融資限度額3億円 実質3年間無利子、無担保	新型コロナウイルスの影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合、申請により期限の個別延長が認められる	無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例。 担保不要で延滞税は免除。	業績が落ちた企業の固定資産税をゼロか半減させる。減免する業種は限定なし。措置の対象は来年2021年の固定資産税となる。
要件	一律10万円。 4月27日付で住民基本台帳に登録がある人を対象とした給付。 外国人でも住民基本台帳に載っていればOK。	売上高が前年同月50%未満に減少したことが条件。 給付額：前年の総売上高（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上高×12か月） 対象月：令和2年1月以降 ※詳細は下記相談ダイヤル又は当事務所にお問い合わせください。	5～12月において以下のいずれかに該当する者が対象 ①いずれか1か月の売上高が前年同月比50%以上減少 ②連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少	①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少の中小企業者。 (セーフティネット保証制度4号) ②最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少の中小事業者。 (危機関連保証制度) ③最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少の中小事業者。 (セーフティネット保証制度5号)	①最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していれば利用可。 ②15%以上減少している場合は特別利子補給制度により3年間は無利子となる。 (1億円以下貸付分)	日本政策公庫 事業資金 相談ダイヤル 0120-154-505	①体調不良により外出を控えている方がいる ②平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいる ③企業の推奨により在宅勤務している方がいる ④外出を控えている方がいる 等の理由が該当します。	①令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が20%以上の減少した場合この要件を満たさない場合には通常の納税の猶予が適用 ②中間申告は納期限ごとに特例猶予申請が必要。ただしやむを得ない事情があり承認を得た場合は事後申請可能 ③猶予額の算式＝納税額－納税可能額※ ※納税可能額＝現金預金残高－直近6か月の運転資金－直近6か月の臨時支出	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて減少した中小企業が対象。 3割以上減なら半額、5割以上減ならゼロに。	市役所の固定資産税担当課
窓口	総務省所管 申請者の住民票の所在する市区町村が対応。 相談ダイヤル 03-5638-5855	経済産業省所管 持続化給付金の申請用HPより電子申請が原則（郵送受付は無し） 相談ダイヤル 0570-783183（あまり繋がりません）	経済産業省所管 詳細は検討中							
必要書類手続き	マイナンバーカード所有者はWEBより、その他の人は郵送もしくは市町村窓口で受給手続き 申請手続きを解説した動画をご視聴いただけます。詳細はFXシリーズ、e-21の起動画面上又は以下のURLからご確認ください。 「 https://www.tkc.jp/lp/corona-senkei 」	申請必要書類（WEB上で添付） ・口座番号の分かるもの（通帳の写し） ・2019年の確定申告書類の控えから三枚（法人、個人で異なります。） ・減収月の事業収入を示した帳簿等	検討中 （持続化給付金の申請に必要な書類に加え、不動産の賃貸契約書、賃料の支払実績が確認できる通帳のコピーまたは領収書などが必要になる可能性がある）	県制度融資取扱金融機関にて対応	HPにて必要書類をダウンロード		各種申告書の余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載すること。	「納税の猶予申請書」を所轄税務署に提出すること。 申請の際、売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなどが必要。提出困難の場合、口頭によるヒアリング 詳細は国税庁HP又は当事務所にお問い合わせください。	現在は未定	
申請時期	令和2年度5月1日から令和3年1月15日まで。 (自治体により支給開始時期は変動)	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで。	申請開始は6月下旬以降。給付は7月以降となる予定	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで。	令和2年7月31日まで。 (上記③の場合、令和2年6月1日まで)	申込から入金まで2か月以上はかかります。お早めに申込下さい。	申告期限及び納付期限は原則として、申告書の提出日となります。	納期限までに申請が必要。 (令和2年6月30日までは遡って事後申請可能)	時期は未定	

※太字が今回の更新箇所となります。

コロナ対策かわら版はこちらにも掲載してあります
<http://www.sato-h.com/info/index.html>